

第2門

附録

在露日本大使館

第09472號

附録

大正三年四月廿八日發

主務局

第二課

公第154号

大正三年四月廿三日

在露

特命全權大使曾青未野

外務省出頭野仲野殿



于露五月廿三日

露國月報(本年二月分)以及別冊及送達者該具

野仲野

凡例の番号一通

露五月報 大正三年二月分 目次

第一 經濟

一 鐵道

○里鐵道部採集經費支出○里鐵道部採集
 債○西伯利亞鐵路建設採集○ミヌシンスク、アチンスク
 鐵道○里鐵道直接輸送加入○里東泰鐵道工事
 ○新鐵道工事○里東泰鐵道○布哈拉鐵道○恰克
 圖鐵道起工○布哈拉鐵道○セルゲエンスク鐵道
 社債

二 航運

○露國東亞海運船會社ト世界一用務完取採集
 ○北太平洋航路採集報告○航海業關係諸案○
 セルゲエノ航路○ミヌシノ航路改定變更の義

在露國日本大使館

勇艦隊採集報告○里海のニューボロ航路○極東
 領水航路○里海の専用航路○新勇艦隊
 輸送事業ト造船計畫○官船の五隻
 ○片多ハ東海運河○西伯利亞(露内)新航路
 ○北海航路調査○白海航路○尼チ東天斯
 港務局○ミヌシノ航路改良○中亞汽船會社
 占據地○西伯利亞航路會社採集○ミヌ
 シノ汽船業規則書
 三、陸民の勞働内務
 ○インツィエツ江ノ陸民○一九一三年度リハリ移民○
 西伯利亞森林地植民計畫○西伯利亞移民動態○烏
 梁海地方植民○露領朝鮮人○烏梁海地方採
 集

四、高工事

○蒙古物産無稅輸入○對蒙古物產實施○蒙古行賣品高工輸送○露國經由生糸輸送運賃○緬甸手續肉之ハハハハハハ高工事會議所ノ議決○露國銀行増資○露國高工事會議所不役員○露國通商由係決議○露國蒙心高工事會所

五、農事及林業及漁業

○烏梁海獸疫監視○烏蘇里地方農村經濟改良法○北海漁業保護○樺太漁業監視○里紹密獵搜查隊○樺東產魚稅無稅運送許可○烏蘇里輸送運賃引下ノ議

六、鑛業

在露國日本大使館

○樺東農事會議

第二 行政司法及立法

○內務省變更文○陸軍部通知事○行政區擴張○人口統計書○芬蘭水產案內閣○芬蘭省制及縣令併

第三 政治及社會

○尼古夫夫斯克君之癡癡○沿海軍務知事○下院議員受佩勳○芬蘭議會成立

第四 外交

○波斯出度投下露俄人ノ傷事○兩路支馬境駐正理○希臘總理來電○塞耳其執事相出考○アハハハ中國君主來電

第五 軍事

○海軍経費ト番長會○新造浮船ス空トラ
 一十号○海軍力○身也浮船○里海船
 改造船○ハルチウ船新造船○新造船
 一四号艦隊ハルチウ船海軍力ト想ル○全
 上規則未文○砲塔製造所ト身也○海軍擴
 米留息○陸軍擴米案○フケルツル一書
 船所問題○全上別控○全上別控○全上ト
 海軍○全上ト別控○全上別控
 第六 海軍力ト番長會
 ○米子海軍擴米案○カチ核取工利抗法
 ○東方松平階層案核○水外河探控案
 書○新島費見トル名

在露國日本大使館

露國月報七五二ノリ

第一 經濟

一 鐵道

○里龍鐵道首節通過諸經費支出(五ノ百有餘)
一九二一年、於レハ里龍鐵道首節通過追加工事
費ハ假令其費六拾万兩ニ至ルモ、於レ之ニ至ル
レ今年ハ歲計豫算ノ經費節約ヲ以テ生ズル新餘
金ノ以テ之ニ充ツル件十二月十二日裁可セラル

○里鐵中新線運賃(十三日合上)

里龍鐵道中新線已即ケテ開クハ、ハコリエ、フコ
シカニテ、内ハ既ニ假令七五兩ノ開通ノ後、各輸送
事ニシテ、今ハ同線、手荷物、軍人、私人貨物ノ地
方輸送運賃率ノ制定シラル

在露國日本大使館

○西伯利亞鐵路運送材料(合上)

鐵道運送事會派ハ近日、會派、於レ西伯利亞鐵道
各點、^ハバンチノ諸港、向テ冷藏車牛酪(ス
ウチヤノエ)輸送ノ肉ニ各種規則ヲオラス、鐵道ニ
適用スル件、就中審議セラル、右ハ合鐵道公報
ヲ以テ、^ハ牛酪ノ運出、^ハ於此、^ハ衛生ニ支障有
リ、本件控案ノ見タセラル

○ミヌシニスラ、アチニスラ、鐵道(十四日合上)

合鐵道會社ハ西伯利亞鐵道アチニスラ、^ハミヌシニス
ラ、市ニ至ル、^ハ四万五千一露里内線ノ設計案ニ對
スル認可ノ受テ、^ハ方々交通者、向案ノ提出シラル
合鐵道線路中、アチニスラ、^ハエニヤ、^ハ何内ノ工事ハ
今春開始セラル、^ハ而シテ、^ハ同工事、^ハ定規ヲ待テ更

エニセイノス、ノニエニス、向於七霞里ノ布設工事、エニ
セ、何架橋工事(エニセイ何架橋工事ノ合算)ニ着
手セラン、シ合鉄道ノ受費有針ハ、ニエニスノ地方
ノ穀物及石炭ノ販賣、搬出ス、在リ、其布設工
事費ニ千八百六十ナリ

○黒鉄直接輸送加入(合上)

アウゴラ、シ、市、高等會議所、交通者、対シ
里ノ龍鉄道力、中、將末、於テ直接輸送系加入
セラン、キ、コト、五、合輸送貨物、對ス、運送、係、中
ニ、其、他、特、殊、ノ、合、鉄、道、ニ、通、用、セ、ラン、キ、コト、就
キ、請、願、シ、テ、此、請、願、ハ、要、ス、黒、竜、鉄、道、中
部、線、区、ノ、申、込、ニ、對、シ、從、末、ハ、ハ、ハ、ス、ノ、駅、及、東
清、鉄、道、ノ、經、由、シ、黒、龍、河、轉、送、セ、ラン、ノ、負、担、カ

在露國日本大使館

右、五、通、輸、送、南、端、ノ、新、果、合、お、冬、地、ノ、配、送、ス、ノ、中
部、線、区、ニ、化、向、ケ、ル、黒、龍、河、上、流、及、ヒ、ヤ、何、汽、船、業、者、
者、ノ、利、益、ノ、与、リ、ル、ニ、至、ル、シ、ト、カ、ラ、在、リ

○亞爾泰鉄道工事(十七日合上)

同鉄道ハ一九二二年六月一日起工以來、去年一月初
日、マ、ノ、施、行、シ、ル、主、要、工、事、下、ノ、如、シ
全、線、ニ、及、ル、地、圖、ノ、測、量、及、保、切、土、地、ノ、肉、マ、ノ、記、録
ノ、測、量、ク、ナ、リ、木、林、全、部、伐、採、シ、又、土、工、ノ、全、体、ノ、二、
割、木、橋、ノ、三、割、不、造、橋、脚、ノ、一、割、ク、ア、ノ、ハ、ハ、ラ、ン、
市、附、近、オ、ヒ、何、ノ、架、橋、工、事、ノ、橋、脚、ハ、基、ノ、内、三、基
分、ノ、潛、水、管、ノ、沈、下、シ、テ、而、シ、テ、橋、材、ノ、鉄、材、ノ、ほ
ウ、ト、シ、テ、數、量、約、五、十、七、万、布、度、ア、リ、其、内、其、于
現場、ニ、動、着、シ、テ、軌、条、ノ、合、作、ノ、五、割、動、着

シ新製造せし電機車二十台その他車輛
六、七、五台の現場、其ノ工事ノ往ヒツキアリ軌条ノ
布設ノアツシセ、二百四拾露里即チ全延長ノ五分
ノ一、速ニ修め奉ル本年末ニ申込セリトシ
電報電話ノ全線トスルノ南通トシ

○新鉄道各線(二十四の全上)

新鉄道布設委員會ハ本年ノ會議ニ於テ後高
加高ト露里中ノ高ノ最ニ短距離ト連結スル
新鉄道線路ノ各設計案、就チ審議スル
其設計案左ノ如シ

一、コズノ布設、長さ一八〇の露里
布設費九一七五、五〇の留、貨物取扱費一五三、六
六、〇の布設、長さ一、五〇、二九九の(4)

在露國日本大使館

リヤノセフ及オフンヤレスコフ提議)

二、コズノ布設、長さ一八〇の露里、貨物取扱費
一八九、九七〇の布設、長さ一、八四〇、〇〇〇の
(オムノ公提議)

三、ツアリワイン市スレポオフスカヤ提議)

四、一、二五〇の留、貨物取扱費一〇、〇九四布
度(オムノ公提議)

四、タムホフ市スレポオフスカヤ提議)
二、コズノ布設、長さ一、二五七露里、布設費
カ、P、提議) 長さ一、二五七露里(ス、P、
キ、提議)

○亞爾泰鐵道(一〇七一三)

目下敷設工事中、タル亞爾泰鐵道、本年十一月
落成、シビリス、ハラニコラエラスク、向、同日、假想、
開始、シビリス、合鐵道、併、和鐵道、川、度、サハ、シ

(未明中)

○布哈拉鐵道(合七)

右鐵道(會社)社債、起、ス、ト、決、セ、社、債、額、未
詳、ナ、レ、(千、兩、乃、至、一、千、二、百、萬、兩、ナ、ル、一、シ)

○恰克圖鐵道地點(十九、ノ、ノ、エ、ウ、レ、イ、ヤ)

二月、於、セ、イ、レ、イ、ノ、ノ、市、會、ハ、恰、克、圖、鐵、道、地、點、
ノ、ウ、エ、ハ、フ、ヨ、ウ、レ、イ、ノ、ス、ト、ナ、ス、エ、ト、及、對、シ、ム、イ、ソ、ワ
ヤ、レ、地、點、ハ、必、要、ク、以、強、シ、タ、リ

○布哈拉鐵道(三十二、日、コ、ロ、ス、ル、シ、イ)

在露國日本大使館

布哈拉鐵道(會社)今、回、布、設、ス、(ハ、所、謂、布、哈、拉、鐵

道)ハ、中、央、亞、細、亞、鐵、道、方、カ、ン、(新、ブ、ハ、ラ、) 駁、起、ウ

曠、原、ノ、經、テ、カ、ル、シ、市、ニ、至、テ、其、ノ、南、ニ、向、シ、西、亞、

伊、斯、丹、國、境、ニ、入、ル、市、ノ、終、点、ト、ス、モ、ト、ス、以、上、ハ、一

路、ト、シ、テ、也、外、ハ、二、線、ヲ、サ、マ、シ、レ、カ、ル、シ、市、ヨ、リ、カ、ル、シ、市、經

由、カ、ル、シ、市、イ、テ、即、チ、コ、ウ、ワ、キ、ヤ、ハ、何、出、テ、至、ル、モ、ト、ス

○セ、レ、レ、キ、エ、ン、ス、ラ、鐵、道、社、債、(法、令、ニ、リ、テ)

右、鐵、道、ハ、月、ハ、セ、レ、レ、キ、エ、ン、ス、ラ、鐵、道、會、社、ハ、政、府、保、險、ノ、下
ニ、回、分、年、利、附、社、債、四、千、五、百、萬、兩、ハ、千、兩、ノ、數、ヲ、行、ル、ノ、エ、ト
ハ、シ、タ、リ

二 船 運

○露國東亞汽船(會社)ト世界(兩)該、客(物)採、向、題

(官報一〇)

露國東亞汽船會社、現時、西伯利加那大鉄道、
由ハ世界一用務多ク輸送、向會社ハ多ク加ヒシヤ
出務シ、今ハ同路、最近南緯ニシテ、西伯利經由國
際旅客輸送事務、肉ニ之、定時會議、於ハ事務
セムル

○北冰洋水路探検報告(全上三〇)

海軍大臣以下、同者、長官及團海院議員、其ハ列席
シ、月ニハ海軍省圖書館、於ハ海軍中佐、ウヰリ
キヰキ、氏ヨリ、一九三〇年、北冰洋水路探検、報
告、(略)取リ、今報告、是ハ水路、即チ大陸軍
中將、ジグニ、北冰洋沿岸水路、調査書也、
肉ニ一歴史、紹介セリ

在露國日本大使館

○航海業内信條法案(同日)

高船級汽船航海業、肉レ、易ク重要ニ内閣即チ高
船ノ等級及登録、肉ニ付、高船級者、肉ニ
付、南緯地方ト、英島、市場ト、肉、(露)西、各々、種ノ下、
互航路、由後、肉ニ付、中港、彼得大帝、湾、肉、及、以
海、西、諸港、及、ノ、航路、肉、付、ハ、就、中、調査、之、定、了
ス、ヤ、リ、以、右、諸業、ノ、強、弱、ノ、提、出、ス、レ、高、右、ノ、外、航
海、保護、及、移民、手續、改正、肉、付、ハ、肉、付、ハ、肉、付、ハ、
セ、ル、シ、

○セムラジヤノ航路(全上)

ア、コ、ラ、エ、シ、キ、エ、ン、ス、ノ、市、里、竟、何、系、水路、部、於、ハ、ハ、
一、ヤ、ハ、ハ、ノ、支、派、セ、レ、ム、シ、ヤ、ハ、ハ、ノ、航、路、部、於、ハ、ハ、
航路、ノ、開始、ス、キ、件、肉、付、ハ、肉、付、ハ、肉、付、ハ、

合會協力有之期航路の開始し得べし決定し是
区域及補助金不存に如し
一、ワグゴウエシキニスル、ワグゴウエシキ内三搭
回延長四百三英里五庫補助金一ヶ年一万二千
九十員
二、ワグゴウエシキニスル、ワグゴウエシキ内十回延長
二百九十九英里五庫補助金一ヶ年一万八千員
〇、エニセイ何官船航路変更(九日合上)
二月三十一日通有、扱入内用水路及道路航路
レヤホフスキー女隊長ノ下、内任等、者代表者
聯合會(津保セシ、エニセイ)何官有汽船航路変更
一、内之問題、津保セシ、聯合會、扱入、附議セ
レシ合汽船、貨物輸送事業、等々、地方的意見

在露國日本大使館

味ノ以テ之ノ行ノノミナス、近江浦カ、ハ、海經由工
ニセ、河は、至ハ航路、連絡ヲ保テ、之ノ方針ヲ取
ハ、トノ問題ナリ、中、一、地方的的要求ノ満足セシメ
シ方、之、ハ、ス、ノ、下流航路、現在使用
汽船ニ隻ノ外、更、一、隻ヲ新浦トシ、毎年六回、之
行、コトトシ、又、北、海、航路、連絡、ヲ、以、貨物輸送、用
トシ、之、書、合、一、隻ノ汽船ヲ、使用、ス、ハ、コト、ニ、内、定、ム
其、他、エ、ニ、セ、イ、河、上、流、航路、ヲ、於、テ、之、特、別、汽船ノ、助、カ
中、ノ、島、架、海、地、方、ト、交通、ヲ、保、テ、其、他、大、産、業
途、ノ、諸、水、路、中、ノ、西、路、市、場、輸、出、ス、ル、コト、内、之、ニ
問題、之、他、日、露、海、軍、セ、ン、レ、以、上、ノ、航路、設計、案、ノ
審、査、行、上、ノ、文、書、ヲ、財、政、高、等、及、技、術、内、之、用
査、事、務、ノ、審、査、ト、ス、ル、水、路、及、道、路、之、審、査、ト、ス、ル、事、業、ト、

REEL No. 1-1156

0369

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

ク北の航路、回シ、韓、靑、海峽、航路、右、船舶ノ
外、更ニ、大、汽、船、ノ、亮、ツ、ハ、ト、リ、シ、タ、リ、左、一、九、一、四、年
ノ、航、路、ヲ、折、リ、浦、港、北、ニ、使、用、ス、ル、汽、船、一、十、隻
一、レ、ク、内、六、隻、ハ、新、造、ノ、モ、ト、ス、右、航、路、中、浦、港、也
自、今、海、峽、迄、去、ル、ハ、一、千、二、百、七、十、七、哩、也、韓、靑、海、峽
航、路、浦、港、尼、古、未、去、斯、支、石、三、回、及、浦、港、ア、レ、ク
サ、レ、ト、ハ、ワ、ス、中、一、ホ、ス、ト、向、四、回、対、シ、補、助、金、ハ、一、千、
一、百、年、々、折、リ、五、十、万、六、千、八、百、八、十、五、百、一、九、一、九、年
ヨ、リ、一、九、一、九、年、毎、年、五、千、一、千、二、百、八、十、五、百、ノ、要
ス、ル、カ、ホ、相、当、法、案、ヲ、基、キ、議、會、ノ、協、賛、ヲ、得、ク
高、工、者、豫、算、中、ヨ、リ、支、出、セ、ラ、ル、ト、シ、

○黑龍河以專用汽船(及上)

在露國日本大使館

海軍省、黑龍河以リ、専用、用、ト、レ、ク、二、百、五、十、噸、ノ、汽
船、新、造、ク、上、海、板、城、造、船、所、ノ、巨、工、ト、シ、テ、日、汽、船、ノ、從
事、リ、マ、シ、テ、折、リ、使、用、セ、ル、航、路、ノ、名、稱、ク、龍、船、用、シ、
フ、ア、ン、ワ、ー、ア、ン、ト、リ、ト、シ、セ、ル、ト、シ、

○我々勇艦隊ノ輸送事業ト造船計畫(七ヶ全上)

兼、勇、艦、隊、ノ、貨、物、輸、送、事、業、ト、斷、然、考、査、シ、テ、オ、サ、サ、港
及、里、海、諸、港、ヨ、リ、出、荷、量、一、九、一、三、年、度、三、四、一、〇、四、三、七、布
度、対、シ、一、九、一、二、年、度、二、九、九、八、三、五、四、布、度、又、右、各、港、着
荷、量、一、九、一、三、年、度、一、六、五、八、七、〇、六、布、度、対、シ、一、九、一、二、年
度、一、九、三、五、三、九、九、布、度、上、リ、タ、リ、其、他、浦、港、ヨ、リ、里、海
以、外、ノ、諸、港、ハ、全、艦、隊、ヨ、リ、仕、向、ケ、ル、シ、テ、貨、物、一、九、一、三
年、度、二、三、〇、六、三、八、七、布、度、又、全、諸、港、ヨ、リ、出、荷、一、四、
五、四、七、六、布、度、ア、リ、斯、ノ、如、ク、艦、隊、取、扱、貨、物、ノ、増、加、ス
ハ、ス、ト、ハ、新、船、船、建、造、ノ、必、要、ノ、喚、起、シ、全、艦、隊、ノ、レ、



特、極早に新汽船を製造するに努むるに於て、而して高
工者、令船隊の如く一九二四年以前に於て搭載量五
十トン未満の力十三節半五万立方尺以上の冷蔵庫
を備へた新汽船の隻を補給せしむるに必要なる感に因
り、庫より令汽船の補給費をトシテ無利より以て五万九千二
百五十支出するにトトナリ即ち一九一五年及一九一六年迄
に於て各年十萬圓一九一七年は五十一萬圓一九一八年は
二十七萬圓を支出し船隊に於て一九二四年より向て二十
五年間は右五万圓借出金を償却するにトトナリ是れ
又一九一四年より一九二三年まで令船隊の南港
に於ては向に於て於て一回の航行に於て之に對し圓二萬二
千九百一十四圓を以て一九二四年まで毎年七萬圓に於てハ
十三萬圓の保護金を支拂はるべし

在露國日本大使館

○官船の外五箇文(以下令上)

兩海軍の造船所、製造價格非常之高價たるが爲
に、又通商の如くは、湖及び子口向に於ては、使用する汽
船一隻を以てスルより、はるかに安しと決せり

○ウランが重海軍同(以下令上)

ウランが重海軍同の南築の由るに、中略の確定せらるる高
港の既、令軍の工事の設計、從事にシテ、予り復
計確定するに必要なる精査の進行工事、現に於
て、拙考し本年般隊の南港の時期より三、四年を要す

○西伯利亞政露向新般隊(以下令上)

工にモイ本材業者の組織せる汽船會社ニシテ、ハイ、コン
パニヤ(兩路都に支店を有る)の、ウラスノヤンズリ、

於其其事務ノ開始シテ、合會社ノ目的ニ於テ、
 (一) 港ヲ北方カルニテ、海ノ經由シ、工ニモ、何レヨリ
 然ルボ、カヤ、ト、逆、ト、此、ト、官、有、船、其、他、物
 ト、轉、載、シ、テ、ス、ノ、ヤ、ル、ト、至、心、貨、物、ノ、輸、送、ト、
 往、來、シ、又、同、地、方、ヨリ、勿、玉、宿、港、向、テ、其、製、材、ノ、輸、
 出、ス、ル、目、的、ト、シ、テ、合、會、社、ノ、露、國、ノ、船、社、轉、ク、有、ス、ル、汽、船、
 (二) 千、二、百、噸、運、力、十、餘、(一) 隻、ノ、借、入、シ、テ、カ、合、船、ノ、一、
 般、海、ノ、兩、路、都、ヨリ、工、モ、イ、レ、何、レ、向、レ、シ、テ、二、十、月、ノ、間、ア、ル、
 本、般、船、ニ、工、ニ、モ、イ、レ、何、レ、於、テ、ル、官、船、運、賃、ノ、高、キ、ヨ
 リ、自、然、全、部、ノ、影、響、受、ク、及、ホ、シ、轉、而、彼、得、賃、ノ、
 二、ノ、ヤ、ル、ト、シ、内、ノ、全、汽、船、運、賃、ノ、鉄、道、運、賃、ノ、比、較、
 ス、ル、ノ、狀、態、ト、テ、テ、テ、本、般、船、ノ、者、展、ク、期、ス、ル、ニ、ト、
 ヲ、サ、ル、由、リ、汽、船、會、社、ノ、官、船、運、賃、ノ、鉄、道、運、賃、ト、
 在、露、國、日、本、大、使、館、

合、率、ノ、引、下、ル、ノ、事、ト、シ、就、テ、高、工、者、ノ、法、廢、シ、テ、
 ○ 北海航路協會 (十、五、日、上)

本月十一日、商工次官ハ、長、議、長、ト、下、ノ、各、者、代、表、
 者、協、議、會、開、會、セ、シ、北、北、洋、カ、ル、工、海、經由、ト、
 工、ニ、モ、イ、レ、兩、河、口、ノ、至、心、般、船、輸、送、ノ、希、望、者、ノ、条、件、
 一、就、テ、官、船、運、賃、ノ、所、アリ、右、希、望、者、中、最、モ、相、當、
 一、シ、ル、ノ、兩、汽、船、業、者、ノ、特、殊、船、船、ノ、裝、造、費、ト、シ、テ、
 五、十、五、万、乃、至、七、十、万、番、ノ、貸、出、及、六、千、度、航、海、神、助、
 金、支、出、ノ、要、求、シ、テ、リ、然、レ、ト、合、會、協、會、右、希、望、者、
 一、限、定、一、定、ク、ア、ル、事、ト、テ、別、ノ、合、航、路、經、者、ノ、内、ス、ル、法、
 案、ヲ、作、成、シ、議、會、ノ、協、賛、ノ、輕、ク、ハ、後、之、ノ、取、リ、
 更、一、希、望、者、ノ、中、ヨリ、其、於、出、資、件、ノ、政、府、ノ、有、

利十にモ、対し許可ヲ与フハ、トモ、得業ヲ認メタリ
合會議ニ於テ、右藏六通商者代表者、何レハ航
海補助金支出、及對ノ意見ヲ述ベタリ

○白海航路(十五の全上)

二月十二日高工者、於テ、白海及北海ニ於テハ汽船航
路短者、内之内容、就テ、特別會議催セリタリ
汽船航路短者、對シ政府ト、アルシレケリスコ、ムンマス
コシ汽船會社ト、向シ、成シタル契約、一九一五年十二月
月ノ以テ滿期トシ、以テ高工者、更ニ地方ノ利
益ニ鑒ミ、在航路短者ノ条件ヲ改正セリ、欲シ昨
年来アルハ、インゲリスヲ聯知事、訓令シ、其内容、内
係ノ有ルニ地方人士ノ會議シテ、内之意見、若シ作成、
ナサレタリ、即チ今ノ回ノ特別會議、同地方會議、
意見ヲ審査スルヲテ、大体、於テ之レヲ採用シ
決シタリ

在露國日本大使館

○尼古夫斯克港務局(全上)

尼古夫斯克港方面ノ船舶業ハ、益々、著展シ、且
里ノ龍河ハ、浚渫工事ノ施行ト、同地方ノ中央、ハ、距
離甚々、遠達シ、其事、情、同工者、ノ、今市、
ノ、港務局、設置、ノ、必要、ヲ、感、セ、ル、ニ、至、リ、今、港務局
ノ、他、ノ、一般、港務局、ト、同様、ノ、規定、ヲ、設、置、セ、ル、ニ
、中、心、地、ノ、一、部、ヲ、選、ビ、今、市、ノ、管、轄、区域、内、
ノ、一、部、港、地、ノ、事、ヲ、止、ム、ル、ニ、決、定、シ、北、緯、五、十、度、以、北、ノ、全
ク、南岸、ノ、南、ア、ハ、キ、エ、ト、ナ、リ、ト、ス、但、北、緯、五、十、度、以、南、
ノ、南、緯、五、十、度、ノ、間、ノ、港、地、ノ、事、ヲ、管、轄、区域、
ノ、内、ニ、ス

○エニセイ河汽船改良(十七日の上)

二月十六日の交通者於て河川道路改良局長と目下
おつるヤシ公議長の下に於て河川事務局長と目下
南會社とエニセイ河汽船改良の内題に就て
審議のり合會議に於て河汽船事業に就
的のナラハハ監査と持てエニセイ河汽船事業に
先づ改良の事トナサズ其事業の其月留手ト其
ケノ之ノ地方に於て河汽船事務局長に任
コト、決レシメ又汽船の構造に就てハ
ノ市ヨリ河川に於て全般改良に於て如何
ニテ之ニ應ルコトハ吃水ノ有レ且ツ馬力増大
ノ型ノモノト使用スルコト並ニ下流汽船に
種ノ旅客用船ノ製造スルコトヲ希冀スルモノ

在露國日本大使館

○中亞汽船事業権拒否(二十六日の上)

十六日大(屋)カハタウ及「ロトキ」兩氏の出願
カハタウ「ロトキ」河「ロトキ」河「ロトキ」河
伊犁河支那境上「ロトキ」湖ニ至ル汽船汽船
事業經營に内々に独占權を以て却下スルコト
に就て「ロトキ」提出レタリ却下ノ理由ハ公方
下流汽船事業南流に於て「ロトキ」兩氏に於て
此業に携入スルに際して「ロトキ」自發の勢に
合業の經營權を一二個人に授け、其の地方
一南流汽船改良に於て「ロトキ」兩氏に於て
合河水路の事業に於て「ロトキ」兩氏に於て
般改良に從事スルに於て「ロトキ」兩氏に於て
圖案ヲ相補助シ又政府ノ事業

トシク河川ノ整理ヲ行フニ極テク必要ナリトノ意見ヲ
附セリ

○西部西伯利亞聯合社運轉(五ヶ高工務局)
全會社ノ方針ニヨリ「トホシウイ、ムリス」ニ至ルニ旨
ムルヌイ、イルツイニ河汽船航路ニ對シ國庫補
助ヲ其補助ノ旨ヲ請願シタル全航路ノ開始ニ對シ
古河貿易ノ敷居上多大ノ効力ヲ有スルモノトス

○エニセイ汽船會社規則草案(十一ヶ会上)
三月十日河汽船航路ニ於テ南信山員運代者若石
儀會南會セシ「エニセイ」河官民汽船會社全事務
ヲ經營シ且其及船航路ノ擴張ニ因リ「新規則
草案」案ノ審議行コトナリ之ニ對シ全汽船會
航路ノ通シク吾國補助ノ旨ヲ歸任後ニ於テ
在露國日本大使館

務ノ辦理ニ從事スルニ向テ其委員ニ特ニ之ヲシメ
ルニ事ナリトシテ得ル

三、殖民及勞働問題

○イルツイニシ沿江ノ殖民(二十ヶ官報)
アルモリニスノ及セニパナチニスノ兩州ニ於ケル「イルツイ
」ニ河右岸十露里ノ地域ノ外西伯利亞ノ哥薩克用
地トシテ其在岸ノ地ニ編入セシムルニ以テ「南東」此絶
好ノ殖民地区ニ一般移民ヲ收容スルニト能ハサント至
ルニ然レバ「哥薩克」兵農兼務ノ特殊人民ニ屬
スルヲ以テ其經濟的發達ニ甚ク促進タシムルニ
有ニ地方ノ南拓上有利ナルニ加ラニ近年西伯利亞
ノ殖民地区ノ漸次縮小ニ事情ハ「イルツイ」河



山岸より現時石田ノマ、放棄せし地方一般移
 民ノ有、開放スル可トヤノ問題ク生ズル至レリ
 イルワイニシ、信江哥薩克用地ノ一般移民ノ有、開放
 セルトスノ中、一八九一ノ中、於テ若シキトモ、當時其
 解決ト見ハ、至クサリ、一九一〇年、内務省、於テ、開
 催セシ各代表者協議會、再ヒ、今問題ノ解決ヲ
 必要トセリ、而シテ、今會議、コソ、今河畔ノ土地ノ一般
 移民地区、編入スル代リ、哥薩克族、對シテ、他
 ノ方面、於テ、之ニ、相當スル土地ヲ、給与ス、シト、之見
 起リタルカ、此ノ交換、地方經濟ノ若ク、促進スル、トシ、
 咄、一般農民、ク、耕地ヲ、得セシム、ト、止マラス、哥薩
 克、之、前、之、餘、澤、ク、受テ、一、等、兩、得、ノ、策、ナリ、ト
 認メ、ラ、シ、タリ、而シ、今、協議會、コソ、右、土地、ノ、交換
 在露國日本大使館
 〇一、九、一、三、四、度、リ、バ、ク、若、移、民、(一、口、高、工、新、報)
 昨、年、於、テ、於、リ、ハ、ワ、港、外、西、移、住、シ、タ、ル、ノ、累
 年、數、年、之、計、數、リ、比、較、ス、ル、際、ニ、多、數、ト、上、ル、
 即、テ、右、表、ノ、如、シ
 一九〇六年 九、一、五、五、 一九〇七年 七、九、一、一



一九〇二〇〇	一三、九〇六	一九〇三〇〇	一一、一五七
一九〇四〇〇	二一、一八〇	一九〇五〇〇	二二、七九九
一九〇六〇〇	五〇、九九六	一九〇七〇〇	五七、六六六
一九〇八〇〇	一九、三四二	一九〇九〇〇	二八、五二五
一九一〇〇〇	三九、三四八	一九一〇一〇	五五、七七一
一九一三〇〇	五七、七七七	一九一五〇〇	七一、一一〇

○西伯利亞森林地移民計畫(三十一ヶ年止)

昨午未、インクワ、於、西伯利亞移民代表
 者、會議、開催、せ、ま、り、森林地帯、移民、肉、肉、
 中、題、に、就、り、山、畜、業、と、し、て、西、伯、利、亞、於、於、森林地、
 廣、大、な、面積、を、得、ら、る、移、民、は、見、ら、る、と、す、
 最近、曠、原、地、方、及、河、川、沿、岸、地、方、に、強、く、移、
 民、の、為、に、分、配、し、書、せ、ら、る、以、來、一、事、に、属、す、然、ら、
 在露國日本大使館

森林地、移民、取、り、障、壁、に、し、て、之、に、移、住、せ、ら、
 一、最初、森林、伐、採、樹、根、を、掘、除、す、こ、と、に、従、事、
 せ、ら、る、か、ら、る、而、し、之、の、力、が、農、耕、に、従、事、せ、ら、る、こ、と、に、
 可能、に、な、ら、な、く、彼、等、の、多、く、之、の、困難、を、堪、へ、ら、
 け、中、途、退、散、せ、ら、る、事、に、對、し、見、ん、所、に、對、し、
 之、の、代表、者、の、言、を、採、り、今、年、二、三、ト、リス、ト、縣、に、於、
 け、今、地、移民、の、體、を、最初、森林、伐、採、に、置、け、
 之、を、移民、の、移、植、に、移民、に、對、し、樹、木、取、片、
 附、及、樹、根、除、去、に、要、す、る、費用、の、四、分、の、三、を、給、与、せ、
 り、此、の、方法、を、採、り、移民、の、招、徠、に、努、め、ら、る、と、
 ナ、ン、短、時、期、に、向、て、好、結果、を、收、め、ら、る、と、高、く、
 有、る、森林、移民、の、肉、肉、有益、な、結果、を、考、察、料、に、
 合、會、係、の、聽、取、る、所、に、對、し、要、ら、る、西、伯、利、亞、森



林地带々来来、於此に大延民準備地トシテ各代表者ノ意見一致トシ

○西伯利移民動態(合上)

本年一月ヨリ四月迄トシテ「セリヤビンスク」及「スィスク」ニ經由西伯利ニ移民シタル移民數等下ノ如シ

家族移民

三、六一八

独身移民

二、二九五

先發移民

三、四八四

計

九、一、〇七七

右ノ自由移民數ハ全數ノ二割五分トシ又今期ニ於テハ歸還移民下ノ如シ

家族移民

八、八二六

在露國日本大使館

独身移民

一、八九二

先發移民

二、六六三

○烏羽海地方延民(一日ノアエリシニヤ)

豊前藩者ニ移民ノ廳ノ官吏カハエフ女ノ烏羽海地方ニ派シ合地方ニ於テハ延民事務ヲ調査セシメタルカヨク、同地方諸般ノ事項ヲ調査シ同地方設計ノ内ニ立案スル所アリ政府ニ合設計案ヲ行方ノニ拾万番ノ國庫ヨリ支出シタル

○露領朝鮮人(五〇合上)

開港者露報ニ依リ「江里」駐屯地ニ在ル朝鮮人代表者ニ朝鮮人カ露領ニ移住シテ露領ニ開港者ノ取得シタルヨリ五拾年ノ「ト」以テ紀念號年號ヲ行ノルオメ、其年々ノ開港者

○烏梁海地方採掘(二十六年令上)
烏梁海地方、曲民及他民に於て、目的を以て曲民務者
に令地方、調査採掘、三月十年に於て、決する

四、商工業

○蒙古物資無税輸入(二十六年官報)
下院財政委員会、イニターツク、總務部、
蒙古在所産、採掘及製造品、無税輸入を許す
に因り、
○對蒙古商業施設(二十六年令上)

商工業者、對蒙古貿易、
世帯事務、
セシ、
在露國日本大使館

高工者、
蒙民、
總務部、
蒙古、
林、
蒙、
ウ、
係、
工、
一、

絲ノ擴張等ノ就中努力ニ所アリ又其在リノ電信
料一語ハ格五ノリ十五ノ減スル等百方對蒙
印ノ島上ノ便宜ヲ計ルハ必ズ有ル也而シテ印者
ノ折々ニ尙對蒙印ノ島上ノ島上ニ其出機ナリ
ノレカ右ノ關係者施設ノ統一ヲ支要トナシ一聯合
機内ノ設置セントシテ目下集ノ具レシ各者トシテ
海中也

○蒙古行ハ其高島ノ輸送(一日高工新設)
露五印ノ島上ノ島上會議ノ知多支節ハ哈爾濱高
島上會議不ハ此左記事ノ功ノ内合ハセリ

一、滿洲里經由蒙古ノ輸送ニ露五印ノ島上ノ輸送
條件

二、支那ノ輸入内税ニ五分ノ一ノ額ニ分マシテ引上ケル
在露國日本大使館

右ノ對シ哈爾濱島上會議利ノ四ノ三ノ如シ

一、東清鐵道滿洲里及海拉爾兩駅並ニ其ノ中間
駅(重慶國高島ノ蒙古ノ輸送セリ)内ハハハハハ
ノ蒙去后ノ露五ノ輸入セリ)内門ヲ無ニシ滿
洲里ニ支那稅肉ノ存在スルカ否ト其輸出ハ
從ニ支那ノ輸入トシテ課セリ)トモノ如ク
狀態ハ露五カ中ナリ特別ノ條約ノ締結シ又
同條約カ此条ノ於テハ露五代表者右ノ條約
ノ條約既ニ確定セリ)トモノ如ク在リ)其ノ不
合理也依テ本會議不ハ露五印ノ支那政府
ノ支那ノ支那ノ本定案トシテ滿洲里駅ノ通過ス
ル露五印ノ條約ノ對シ檢査ノ施行及内税賦



謀々免除セシメトシテ主張スルニシテバ、巴、峇、峇、
一九二四年一月以來支那分譲ニシテ二軍備政府ノ
下、自治初ノ接ニ至リテ一而シテ滿洲里、巴、
爾、峇、地方、位置スルニモ、ナリ支那税内ニ各、
ヨリ之ヲ撤去シテ、興、安、山、嶺、以、東、ニ、移、移、ス、
、若、シ、テ、滿、洲、里、駐、於、支、那、税、内、ノ、撤、去、
、之、ノ、興、安、山、嶺、以、東、ニ、移、移、ス、
、因、高、山、嶺、ノ、利、益、ハ、唯、一、露、露、通、通、
、ハ、打、ス、肉、稅、ノ、除、去、ス、
、峇、ト、ト、五、攝、印、以、對、シ、肉、稅、支、取、ノ、
、ト、至、ク、ナ、リ、是、也、然、レ、モ、北、東、
、政、府、ノ、對、シ、テ、全、國、題、ノ、解、決、ノ、促、シ、
、在、露、國、日、本、大、使、館、

ノ、二、軍、備、政、府、ノ、管、轄、下、ノ、屬、也、
、巴、爾、峇、ノ、孫、ノ、外、蒙、古、ノ、併、合、セ、ル、
、滿、洲、里、支、那、税、内、ニ、至、テ、撤、去、
、支、那、力、外、蒙、古、ノ、對、シ、テ、
、ノ、高、山、嶺、ノ、對、シ、テ、
、所、以、ア、ク、何、ト、ナ、
、十、年、内、有、効、
、ノ、所、ナ、リ、

○ 露、露、經、由、生、糸、輸、送、運、賃、(三、日、合、上、)
昨、年、九、月、巴、里、ノ、於、テ、南、人、露、露、
會、議、ニ、日、本、及、支、那、產、生、糸、
、由、リ、櫻、瑞、玉、境、及、埃、伊、
、各、種、物、品、ノ、輸、送、
、



高橋の所より合運賃率初定、目的、車庫運賃
 あり、露島西政協理由輸送の奨励あり、(現時
 合生第一印度洋の經由馬身運賃、陸揚せし、
 あり)尤も右同様、目的より、露独併立國運賃
 生れ、輸送の肉運賃率、段々、初定せし、
 口号、右の條、期、印果の專利、
 回車路、輸送の、
 身、
 用之、
 附成、

○税肉手続、肉、ハハロフス、
 合上、

合議、
 在露國日本大使館

力、
 吾境陸海税肉通過ハハロフス、
 輸送、
 理由、
 一、
 地、
 者、
 付、
 二、



二、検査ノ要ケリカクハ貨物ノ凡ソルニ業ヲ解脱シ
更ニ包封者ヲ改メサレハカクズ而シテ之ニ要スル程
其ノ時限ハ多ク

三、何人ノ立會ナリシコト包封者多ク改ムル場合ニ商
品ノ検査ヲ被ルコト少カラザルニ
但、不公正ナル荷出人カ不公正ナル包封者ナリ又、不
良ノ商品トシテ送附シ来ル場合ニ税関手続代
辦者ニ特ニ之ニ注意シ折リテ往ル之ニ肉スル細
書ヲ作成スルニトテ折リテ後日何人ヨリ荷
出人ノ不都合ヲ生ズル様ニ指示スル請示ス
ルニ荷出人ノ税関検査ノ際カ、被出者ニ折リテ之
ニ應ジテス

且、税関手続ノ検査手続ナリ場合信託ノ名
稱世傳之ヲ知ラズ者メハ不明トシテ税関手
続折リ受ケテ之ニ對シ何人ノ三分ノ過利ノ
徴收セラルト
以上ノ不便ヲ検査ノ荷受人ノ居住スルハハルツル
テ税関手続ノ検査ノ折リ場合ニ之ヲ除去スル
得ルニ而シテ在リ現行法規ノ範圍ニ於テ之ヲ
之ノ要量ニ得ルノ即チ在リ後ノ折リ手続施スル
コト容易ナリテ以テ其問題ハ早急解決スルニ
至ルべシ

在露國日本大使館

○露國銀行増資(三十二日取引所新報)
露國銀行ハ今度ニ其資本ヲ増加スルコトニ決シ果也、
於テ先ニ千円者ノ増資ヲ行フべシト云フ在リ、露國銀行
銀行ノ増資スルニ對シテ之ノ多ク西地利高者銀行

五百万為莫斯科科聯公銀行一千四百萬ノ増強ニシテ

○露米高事會議ノ役員(二十四日セリシテ)

昨冬、莫斯科科ノ役員セリシ露米高事會議ノ役員
一回務會ノ開キ、部長以下ノ選擧ヲ行ヒ、其ノ
結果左ノ如シ

所長カチコフ、次長オーセルフ(大專科授)、評議

員フオンメツク、カルホフ、イムシヤキフキ、セウオ、

グルリヤンド、其他

○露露蒙通商内務會議(三日所ノ所野)

目下獲得優、南會中ノ高事、取リ所及由事共々經濟

ノ内々各團體代表者會議、露露蒙通商内務會議

就中議決スル所アリ、今會議ノ決議、其ノ露露蒙

露露銀行、則、露露銀行ノ設立シ、露露蒙

古、其ノ鐵道ノ布設シ、露露蒙電線ノ架設シ、露露蒙郵便

電信ノノ設置シ、而シテ露露蒙(露露蒙)ノ露露蒙駐在セシ

レシト

○露露蒙通商會議(十八日)

今ノ露露蒙通商會議、露露蒙通商會議ノ役員

會議セリ、其ノ決議、露露蒙通商會議ノ役員

在露國日本大使館

廣ノ露露蒙通商銀行ノ設ケ、烏里雅蘇台及科布

多、之カ支那ノ置キ、又於支那、露露蒙通商銀行支店

ヲ開キ、其ノ役員、其ノ他、露露蒙通商銀行支店

於支那、鐵道ノ布設シ、露露蒙通商銀行支店

ト蒙古トノ國境、糧食ノ運送、露露蒙通商銀行支店

ニ備シ、露露蒙通商銀行支店、露露蒙通商銀行支店

トセ

○ 鳥梁海獸疫監視 (一日官控)

○ 鳥梁海地方農務村長官 (十日官控)

○ 鳥梁海地方農務傳習教師 (十日官控)

○ 鳥梁海地方農務傳習教師 (十日官控)

○ 鳥梁海地方農務傳習教師 (十日官控)

○ 鳥梁海地方農務傳習教師 (十日官控)

○ 鳥梁海地方農務傳習教師 (十日官控)

○ 鳥梁海地方農務傳習教師 (十日官控)

○ 鳥梁海地方農務傳習教師 (十日官控)

在露國日本大使館

「中」以下ノ農業教育ノ方々々々ニシテ、操甲ニシテ
一々ノ其ノ職務及權限ハ、軍事、經濟、部ノ提
係ニ由リ、吾ノ薩克兵ノ團長ノ認可ニシテ、特別
命令、授ルルヤセリトス。

右施設ノ同時、農業教育改良費トシテ、吾ノ薩克兵
金ニテ支出スル五ヶ年ノ外、此等團長ニ對シテ、更ニ
本年、度、於テ二万四千五百圓、於一九一九年、二万
六千三百五十圓、一九二〇年、二万三千三百九十圓、支出ス
ルニ在リ、總ノ中、毎、年、六千四百圓、一家ノ高、改良費
ニ充テラルルニシ。

○北海邊其保費(十二ヶ月上)

北海邊ノ自海方、百兩、國、邊、其、保、費、ノ、多、ノ、海、軍、者、
一、特、此、セ、ル、免、運、輸、艦、バ、カ、ニ、子、リ、三、月、五、日、麻、止、山

在露國日本大使館

三世港ノ出帆ニ任務ト賜ルニシ

○東海邊其監視船(二十六ヶ月上)

本年、右、平、洋、北、部、邊、其、監視、ノ、多、ノ、西、行、利、ト、艦、隊、
運、送、船、カ、一、ト、身、ノ、派、遣、ス、ル、ニ

○黑龍江密探捜索隊(二十七ヶ月上)

密探、カ、知、事、ノ、命、ト、受、テ、其、里、ニ、密、探、捜、索、隊、
捜、索、ノ、方、々、ト、ハ、ハ、ハ、ウ、ハ、フ、ス、ト、シ、テ、出、發、シ、テ、捜、索、隊、
ハ、此、等、令、地、ノ、偵、察、ニ、シ、テ、令、隊、ハ、シ、ロ、ツ、カ、カ、シ、テ、遣、
テ、附近、ノ、於、テ、密、探、者、ノ、捜、索、速、捕、ト、行、ヒ、且、ソ
獵、獲、ヒ、里、ニ、親、五、十、一、名、銃、器、其、他、ノ、没、収、ス、ル、

○黑龍江密探無視通過許可(四ヶ月上)

高、上、者、ハ、大、藏、者、ト、協、議、ノ、結果、里、ニ、駐、江、尼、古、其、
大、斯、支、上、流、河、水、ヲ、於、テ、換、探、見、免、類、ハ、里、龍、江

海軍監視官一員を産地に附せしむ無視通
内し得るトト規らせり

○鳥類務通運賃引下ノ事(乃々令上)
最近甲會より西海鐵道交通會議ヲ支
那より東清線西沙和路ノ申リハワシヲ經由シ外
國ニ輸出せり、鳥類ノ運賃率引下ノ事
内閣議決スル

六、鑛業事

○孫金業會議(二十六日高工身控)
内務省ハ本年二月ツラツテ空シキニ
アケルハ分ハレリカシ兩鑛山區ノ採金
事ノ許可セリ

在露國日本大使館

第二 行政、司法及立法

○内閣更迭(十三日六月報)

上院議員ゴシキニ氏ハ總理大臣ニ商工次
官ハバルク氏ハ大藏大臣ニ親任セシ總理兼大
藏大臣ゴシキニ氏ハ病氣ノ故ニ以テ六月
為兼官ト受セリ伯耆守ト授ケル

○薩摩連知事行政区長(二十七日令上)

内務省ノ提案ニ依リ薩摩連知事ノ職下ノ移
行政事項ヲ薩摩連知事ノ職下ニ移
ス件ニ内閣議決ス

○人口統計(二十日令上)



○下院議員選挙別(十分台以上)
露共下院議員選挙別左記ノ如シ

一、右共党

五九

二、国民党

八六

三、中央共党

三三

四、十月党右派

一五

五、十月党中央派(十月党地方連派)

二四

六、十月党左派

二〇

七、白党、リトフカ派南團

五

八、南蘭党

九

九、独立党

九

一〇、日々教団

二

一一、改進黨

四

在露國日本大使館

一二、三島義民党

五

一三、労働団

一

一四、社会民主党

七

一五、労働社会民主党

二

一六、無所属

一〇

○労働組合成立(四〇以上)

二日、労働組合成立シ議者以下ノ数(選挙ノ
議者トシテ労働者トシテハ一議者トシテ社
会党トシテハ労働者トシテハ一議者トシテハ
労働者トシテハ労働者トシテハ労働者トシテハ

第四 外交

○波斯岩境上露路橋ノ係争(官控)

獲乙仲并領事シヨロオマシ成ハツタリ不銑道附屬
 地帯ヲ於テ西露南臣民ニシヤスルコトノ故ノ借入シ
 石炭坑ノ古有シテ而シテユロオマシハ其ノ武裝
 七ニ復衛ヲ附シテ工夫約百名ヲ令坑区ヲ引込コト
 中スルコトノ工夫ヲシテ其ノ防務ヲ行スルコトヲ
 ノルコトヲ西露國總領事ニ之ヲ對シ抗議ヲ提出シ
 ヲルコトノユロオマシハ令坑区ヲ借受人ノアテケルコト
 ヲ六ヶ年以内石炭採掘ノ權利ヲ得ルコトヲ以テコト
 主出シテ
 ○露支西境移置理(三二六台止)
 後只加東亞ノ紛争於何及タルハカレハ其ノ内露
 支西境ノ一九一一年以前ノ案始メテ其ノ曖昧ニシ
 今地方住民ノ不便ヲ利害ノ故カキリテ

在露國日本大使館

一九〇九年支那政府ハ今西境劃定ヲ提議シ以
 ノ露支、於テモ之、白土ヲ棄テ去ル西支邊境ノ地ニ就テ
 細查ニ從事シ其ノ後露支邊境ノ紛争ヲ兩國全權官ニ會
 議ノ由テ其結果(一九一二年十二月七日(露曆)ニ新ニ圍境
 劃定ノ因ニ議定書調印セシ各政府ノ同意ヲ得テ
 來露露國ノ利益ニ向テ於テ其ノ全權備足ルコトヲ以テ
 令議定書ニ依リテ其ノ邊境ニ立テ界標ヲ設置スルコトヲ
 ナリシメ、其ノ後在在再時日ノ經過ニ何等其ノ着手
 見支、先テ支那ノ革命亂起リ界標設置事
 其ノ事ハ無期延期ノ狀態トナシ
 在ノ事情ハ露支國民ノ一九一二年議定書ニ依リテ
 露露國領土ト確認セシメ、地方ノ紛争土地ノ所有セ
 トスルニ當リ、力ヲ用テ其ノ政障ヲ去リ、其ノ依リ内務者



、折々の今、西境、男、標、後、置、費、支、出、後、多、く、編
成、し、令、者、早、く、右、事、出、お、ま、り、有、り、す、に、豫、山、也

○希臘總理來電(五日レ一)

希臘總理大臣、ハ、レ、二、日、二、の、聖、彼得、保、
ト、防、内、シ、聖、三、日、皇、帝、ヲ、認、見、シ、聖、子、ウ、ス、キ、
一、等、勳、章、ヲ、授、与、セ、ル、事、ヲ、四、日、外、務、大、臣、サ、ゾ、ノ、
氏、ハ、希臘、總理、大臣、及、外、務、部、長、在、中、心、ニ、電、言、
總理、大臣、ハ、レ、シ、ク、氏、並、シ、外、務、大、臣、其、他、ノ、
諸、公、使、等、ト、同、ク、希臘、總理、大臣、ニ、向、テ、電、言、
シ、其、事、ヲ、出、ス、ル、事、ヲ、希、望、ス、ル、事、ヲ、出、ス、
ル、事、ヲ、

○塞耳其維多利亞(七日レ一)

御、得、保、衛、中、ナ、リ、シ、塞、耳、其、維、多、利、ヤ、
古、日、同、様、馬、尼、ノ、向、テ、出、者、ニ、シ、テ、
在、露、國、日、本、大、使、館、

○アハハニヤ國君主東也(二十日レ一)

ニ、十、七、日、ア、ハ、ハ、ニ、ヤ、國、君、主、東、也、
事、著、し、同、日、ワ、ア、ル、ス、エ、セ、に、
氏、ニ、對、面、シ、同、日、合、資、殿、
乙、大、使、之、會、在、日、台、ノ、方、ニ、
主、席、ヲ、ア、レ、シ、サ、シ、ム、ニ、
ク、

第五 軍事

○海軍諸艦長ト馬尼ラ(一日レ一)

軍事委員令に左記陸軍ヲ採用セリ

一九一四年迄ノ陸軍艦艇建造費及海軍各工場
ノ完成費ノ支出ノ件

三、軍港、海軍無線電信所及監視所ノ完成費
ノ預算額ヲ支出スルノ件

又一九一三年ノ度海軍省豫算ノ内十項ノ二目係
得償ノ於テ造船機械器具ノ付甲地盤ノ費ノ豫算
額ニ該款ノ支出ノ件ニ由テ決セリ

○新造艦艇スラト早(七口合上)

在レウラノ露國武器兵器製造會社工場、在レハ
厚艦スラト早(十号)ノ近衛海兵團ノ艦艇ヲ製造
スルノ合艦「アドミラル」型四隻ノ一ノニノ昨
年十一月ノ起工ノ係也

在露國日本大使館

○露國ノ海軍力(十口合上)

一九一三年末ノ調査ノ概ニ露國ノ海軍力ニ左ノ数字
ノ以テ現ニヤ

新造艦	一	九
裝甲巡洋艦	七	
巡洋艦	一	五
驅逐艦	一	一
水雷艦	一	四
水雷艇	一	九
水雷敷設艦	一	二
潛水艇	一	四
砲艦	一	三
河川砲艦	一	八



運送船 三九
通報艦 二七

三ト
練習艦 七
八

港務船隻 五八
計 四六四

右ノ如キ列艦隊ニ屬スルノ新開艦巡洋艦水雷布設艦砲艦ヲ計テ六隻水雷艦隊ニ屬スルノ驅逐艦水雷艦水雷艦潛水艦ヲ二隻千一隻運送船隊ニ屬スルモノ運送船三隻報艦河川砲艦及港内親役船ヲ百四十二隻排艦隊ニ屬スルモノ三トハ隻以上全艦船ノ排水噸數ニ百一十萬九噸毎馬力三三三九百一

在露國日本大使館

千四百七三トノ艦隊西支艦數ニハハチツク艦隊ニ七三ノ五ノ噸里海艦隊ニ六三九二ノ噸西支利島里竟西河川艦隊七〇二一ノ噸東海艦隊三六三ノ噸ト云

○新造巡洋艦(十八隻合上)

新造巡洋艦ハ三ビコフ、アムール、スカーレ号ノ「ロ」ノ子ラキリスカーレ号(各四千五百噸)ハ近江海軍艦船簿ニ登録セルヘシ又エリヒシゲル「ロ」ハラシ建造船所ヲ於テ建造中ナリ巡洋艦ニ隻ハ近

日 證 エス、ハシ

○里海艦隊建造船(三ノカ合上)
ニスラー、エフ、ニミタ艦造中ノ練習艦ノ工事ハ大ニ進捗シツ、アノ昨ノ十日迄水ノミナリ取用艦

マキノ中支那船の助年三月試運転轉行施行ニシテ
 会号備水、内、同、屋、後、七、八、傳、十、二、三、我、艦、磨
 山、三、世、号、本、年、四、月、造、水、ノ、下、目、下、兩、段
 同、造、船、會、社、に、建、造、中、十、四、隻、内、驅、逐、艦、ハ、ズ
 ホ、コ、イ、ス、イ、号、ハ、近、ク、公、式、運、轉、行、ハ、レ、今、号
 〃 期、限、前、に、建、造、シ、了、ラ、セ、ヒ、ト、ス、而、シ、テ、今、二、三、日
 水、雷、艦、ハ、本、年、五、月、中、に、造、水、ス、ル、又、ニ、コ、ソ、ー、エ、フ
 造、船、會、社、に、製、造、中、ノ、我、艦、ハ、エ、カ、ナ、リ、ナ、レ、二、世、号、ノ、
 造、水、ハ、本、年、七、月、行、ハ、レ、去、ル、明、年、ノ、秋、季、ニ、
 黑、海、艦、隊、に、於、テ、我、艦、三、隻、身、ノ、我、艦、三、隻、
 又、驅、逐、艦、十、隻、ヲ、以、テ、一、黒、海、水、雷、同、艦、隊、ヲ、
 〇 ハ、ン、ク、ツ、艦、隊、新、造、艦、(三、十、一、日、合、上)
 在、露、國、日、本、大、使、館

新造艦十計畫、屬、ハ、ン、ク、ツ、艦、隊、所、屬、巡、洋、艦
 六、驅、逐、艦、三、十、六、潛、水、艦、拾、二、隻、に、建、造、中、ノ、艦
 〇 外、五、軍、艦、ノ、露、國、港、停、留、飲、水、舟、艇、ノ、由、ニ、
 規則 (二、十、六、日、合、上)
 此、會、社、今、海、岸、に、有、ル、國、に、在、リ、テ、ハ、外、五、軍、艦
 一、其、國、ノ、港、停、留、飲、水、舟、艇、ノ、由、ニ、規則、制、定、セ
 〃 〃 夫、々、実、施、セ、ル、ガ、ル、ニ、シ、テ、而、シ、テ、其、内、或、國、ノ、外
 〃 〃 上、ノ、手、續、ヲ、モ、テ、豫、メ、露、國、港、に、運、送、セ、ル、ル、ノ
 〃 〃 方、法、ヲ、採、リ、又、或、五、軍、艦、ノ、豫、定、シ、テ、止、ム、ル、ノ
 〃 〃 露、國、ノ、手、續、ノ、外、五、軍、艦、ノ、飲、水、舟、艇、ノ、由、ニ、特、
 〃 〃 外、五、軍、艦、ノ、手、續、ノ、外、五、軍、艦、ノ、飲、水、舟、艇、ノ、由、ニ、
 〃 〃 止、破、十、日、規、定、無、キ、カ、ラ、メ、從、左、右、便、ノ、感、セ、サ、ル



ヲ得ル海軍大臣ノ起草ニ係ル外國軍艦ノ寄泊及
港及飲水等船ノ内ニ規則ニ法令ニ準テ(一九一三年
二月四日ノ第三号)ニテ裁可セラルルカ該規則(軍
令部特別會議)於テ編成セシ特ニ必要ナリ限リ
外軍艦ノ寄港ニ其ノヲ據束クカハ甘んブトク
ヤリ合規則(各國)於テ合規則ト比シテ問題ナ
ハカケ應用ノ範圍廣ク其最初ノ四条(港内ノ
種類即チ開放セシ港内ノ条件)開放セシ港内ノ
及内閣ニ港内ノ各條ノ列挙ニ示五(六七条
ニ開放港内ノ条件)開放港内ノ飲水等船
ノ内ニ規定シ八九十条(一般)ノ性所ノ規則
及後ノ十一(条)於テ前ノ条件規定ノ特曲カ
軍艦ニ對シテ外ニ与テ人ノ特曲ヲ示下ニ
在露國日本大使館

ニ於テ其ノ軍艦ニ對シテ其ノ對テノ輕減シ又ニ変更
スルコトアリ(法令一三三三号)

○合上規則(法令一三三三号)
第一系外軍艦ノ乗取及露國港内及領海ニ
分テ(三)開放セシ港内及領海(三)条件ヲ
附シ開放セシ港内及領海(三)開放セシ港
内及領海トス

第二系中三規則(法令一三三三号)於テ除外シテ諸港内及
領海並ニ特ニ開放セシ諸港内及領海
ノ除外其他ノ露國諸港内及領海ニ
ノ開放シテ之ヲトス
第三系条件ヲ附シ開放セシ港内及領海ノ左ノ
如シ



一、バンチツフ海	リバワ
歴山ニ世港	ウスチドゥヂンスク
リガ	ナルレングスフォル
シーウエリ	クロンシタツト
セバストポール	
彼得堡	
並、左に餘海	
(一) ウォンムス	ウエンテン
(二) インゲ	スチルスデ
(三) アボ	アランド
二、里海	
セバストポール	ヤルタ
バワーム	ダズストロフ
	在露國日本大使館
ドボア	フスフスチ
心タル岬	アイヤ
ケンチ海	アゾフ海
三、太平洋	
南漸斯德	ポトラ
ホセツト海	アメリカ海
尼古来島	カス
第四系海軍大臣	特、命令
餘海	外圍軍艦
第五系外軍艦	カ露國港
ル場合	特、許
六、手続	ル
露國政府	ル

第二條 凡軍艦、中七條ノ規定ニ依リテ港内及領海
 内寄港セシムル場合、其ノ先年經テ以テ實
 國政府ノ許可ヲ得ルヲ要ス、但本條要請ニ
 寄港スル軍艦、日時、寄港スル港内又ハ
 領海ノ詳細ヲ指示スルヲ要ス
 中七條外軍艦ノ条件附開放ノ港内及領海ニ入ル
 一 船ノ兩路政府ノ許可ヲ得ルヲ要ス、但此場
 合ハ日出後乃至日没前ニ限ルヲ要ス
 中八條前政府ニ依リテ各条ノ規定ニ左ノ場合ニ適用セ
 (一) 皇皇帝皇族、大統領並ニ兩路國駐在外
 國大使公使ノ乗込タル外軍艦
 (二) 暴風、逆ニ寄港内、避難シテ外國軍
 艦
 在露國日本大使館
 中九條前政府ノ領海ニ入ルヲ許可セシムルハ
 國軍艦ニ地方官軍艦ノ指示ニ依リテ、投錨
 一 領内中ニ其地ノ行ルニ規則ヲ遵守スル
 ハノ要アリ
 第三條 開放港内又ハ条件附開放港内及領
 海内、碇泊スル外軍艦、海軍大臣ヨリ
 若シキレバ命令ヲ發シテ十時向內ニ公海ニ出
 ンルヲ要ス
 中十一條前政府ノ規定ニ依リテ、一ニシテ特權ハ兩路
 軍艦ノ寄港内及領海内ニ於テ兩路國軍
 艦ニ對シテ比較的ナリト特權ヲ与ルニ國ノ軍艦
 一 對シテ之ヲ制限スルニ得
 ○ 砲臺製造所新設(八日ノヲ示シテヤ)



露英兩國資本家組織、係ハ砲煙製造會社 (Russo-British Explosive Manufacturing Company) 露英兩國
 海軍：砲煙材料武器ヲ供給スルノ目的ヲ以テ、ウツケ
 カシ何畔ツアリウツケ市：工場ヲ設ケルニトリスルノ旨、今會
 社ノウツケ額、一九二四年九月二十四日、裁可ヲ得、マシ
 ンカ之ノ後、其後資本、二千五百萬、シテ、之ノ五十五萬株
 (一株百圓)：今ハ政府ト契約シ、一九二五年一月一ヨリ、
 ヲ政府：大砲ヲ供給スルニモ、今(會社)英國ウツケ
 ルノ會社ト契約シ、ウツケ、今(會社)工場建築
 ；内ニ技術上ノ監督ヲ任ズ、且十五萬株、内砲煙
 製造ニ技術ノ指導ヲシ、露西砲煙製造株式會社總
 株ニ於テ、内中一回發行、於五百株、シテ、今(會社)一回發行
 株、於五百株以上、一回發行、於五百株、内今(會社)一回發行、
 在露國日本大使館

セシムル株、五百萬、右募集、内信託銀行、御得保
 國海銀行、高島銀行、御得保、引付、附銀行等トシ
 ○海軍擴張消息(十一月十三日、ウツケ)
 海軍當局者、今(會社)新案、提出スル、内中、大計畫トシ、
 擴張、海軍ノ本、今(會社)提出スル、内中、大計畫トシ、
 云々、内中、大計畫トシ、
 書、内中、大計畫トシ、
 其点、新艦製造、三年、得、
 方、今(會社)大計畫トシ、
 ノ、今(會社)大計畫トシ、
 五年、今(會社)大計畫トシ、
 以上、今(會社)大計畫トシ、
 今(會社)大計畫トシ、



ア、イ、付シ、露軍ヲ造船所ナクセ九ノ、軍艦ノ製造
ナク、先キ造船所ノ位置ニモ、カ、ル、事、甚、シ、其、一、部、
獲、テ、レ、ル、コト、

○陸軍擴張案(十九日会上)

陸軍省、近ハ陸軍擴張案ヲ提出ス、後會ニ提ス、

○ポチロフスキー造船所由起(二日会上)

合造船所カ、格、ヒ、ル、コト、會社ノ、大、ク、シ、リ、ト、風、説、ト、知、レ、
露國政府、之ヲ、決定シ、テ、公、報、ス、其、ハ、右、風、説、ノ、因、
ノ、起、ル、原、因、ト、合、會、社、カ、新、キ、造、船、所、ヲ、設、ク、其、中、
事、業、ヲ、擴張セ、ル、コト、ヲ、爲、ス、事、業、ノ、新、種、者、行、行、
アリ、シ、ル、コト、内、務、省、ト、モ、モ、新、種、者、行、行、以、府、ノ、認、可、
ヲ、受、ク、ル、又、要、アリ、且、口、未、ク、者、行、一、者、手、セ、ラ、レ、バ、
右、風、説、ノ、全、然、事、業、ノ、ア、ル、コト、

在露國日本大使館

○会上新聞(四日会上)

露國政府、ポチロフスキー造船所カ、格、ヒ、ル、コト、會社
ノ、手、ノ、入、リ、ヲ、リ、ト、風、説、ノ、起、ル、原、因、ト、知、レ、
Wind Mass 會社カ、ポチロフスキー造船所ノ、内、務、省、
カ、テ、ル、コト、ヲ、就、ク、一、言、セ、ル、コト、ハ、ス、ル、コト、
造、船、所、ト、シ、テ、ウ、エ、リ、及、リ、カ、兩、港、ノ、在、ル、造、船、所、
シ、テ、其、一、部、ヲ、提、出、ス、ル、コト、ノ、手、ノ、入、リ、
○会上新聞(五日会上)

ポチロフスキー造船所カ、格、ヒ、ル、コト、會社ノ、手、ノ、入、リ、
ト、風、説、ノ、起、ル、原、因、ト、知、レ、ル、コト、
府、ノ、右、風、説、ノ、起、ル、原、因、ト、知、レ、ル、コト、
提、出、ス、ル、コト、ノ、手、ノ、入、リ、
會社ノ、手、ノ、入、リ、
提、出、ス、ル、コト、ノ、手、ノ、入、リ、
會社ノ、手、ノ、入、リ、



法、於ノ機工ノ在ル位置ヲ所ニシテ下ノ如シ

一 總務部

(一) 造船所長 (三) 倉庫長 (三) 高島部長 (三) 回線

本位後

二 造船技師部

(一) 部長 (三) 課長 (三) 課長 (三) 課長

三 職工部

(一) 部長 (三) 課長 (三) 倉上

四 機械部

(一) 部長 (三) 課長 (三) 倉上

五 特務技師部

(一) 技師 (三) 倉上

六 建築部

在露國日本大使館

(一) 部長 (三) 課長 (三) 倉上 (三) 技師 (三) 倉上 (三)

倉上

○ 倉上ノ議會 (十) (ロンドン) (シネガポール) (スロウ)

下院國民院 (一) (ポチロ) (スロウ) (造船所) (外國臣民ノ

年ノ在リトノ事トトヨシ所ノ内業ヲ課長ニ提出スル

○ 倉上ノ外國人 (十二) (ロンドン) (シネガポール) (スロウ)

ノキハフスチ一造船所、彼等トレシヨ事、外國臣

民就中機工ノ在リトノ事トトヨシ所ノ内業ヲ課長ニ提出スル

ニ新聞記者、譯者トシテ所ノ外、外國人ノ力一者、造船所

ノ役員トシテトヨシ所ノ如シカクサムル之力有ノ軍事

上何等危險有ヘトナン何トナシ、在工場、海軍、秘

密、屬ノ機工ノ製法トシテトヨシ所ノ如シカクサムル之力有ノ軍事

技術ノ考査トシテトヨシ所ノ如シカクサムル之力有ノ軍事



立二場成之し能ハカヘリ殊、露世一造、那術、高甘布
書、幼稚ナリ然レトシ、後ニ之ニ年ノ経過ニシテ相若
ク、貸付技術、直ニ致シ、海軍者ノ短乏、又各各ノ
得、外ニハ力、依ラカズトシ、得ルニ至ラシ

○パチロノ年進、郵所新株(十二回以上)

全造郵行、一千九百〇五年、新株發行、一千三百萬、
債、若集、肉、雷里銀行、利息、約、ト、コト、其、二、平
、雷、五、拾、銀、行、之、引、受、ク、他、一、平、佛、國、信、託、行、之、引
受、ク、シ、ト、ス

第六 興中事及小教

在露國日本大使館

○蒙古語教授設備法案(官報三六)

國民教育會、議、フ、即、師、範、學、校、に、蒙、古
、フ、リ、テ、語、教、師、備、聘、ノ、件、に、合、語、系、教、科、書、及、祭
、考、書、購、入、費、ト、シ、テ、毎、年、二、百、萬、圓、並、に、右、設、備
、費、ト、シ、テ、一、時、三、百、萬、圓、を、全、師、範、學、校、に、支、給、ノ、件、に、合、師
、範、學、校、に、フ、リ、テ、一、人、ノ、學、生、十、名、に、對、シ、學、費、給、付、給
、料、ノ、給、付、ノ、件、及、高、工、者、に、對、シ、學、費、ト、シ、テ、高、等、學、校、に、於
、て、東、洋、語、課、設、置、ノ、對、シ、特、別、給、費、ヲ、五、千、圓、ヲ、
、支、出、ス、ノ、件、ノ、條、文、を、議、案、ト、シ、テ、議、會、に、提、出、セ、リ

○十馬校(職工科)法案(十一回以上)

文部省大臣、各、學、校、に、視、察、文、字、を、對、シ、各、邑、ノ、十、馬、
、校、に、力、成、ハ、シ、テ、多、數、初、等、學、校、に、職、工、科、ヲ、設、置、
、ス、ノ、條、文、を、議、案、ト、シ、テ、議、會、に、提、出、セ、リ



就一九〇四年三月於六日法律、故、文部省ヨリ
袖印金ノ支出セムトヤセノトス

○東方協會附屬學校(五〇一七)

一月三十一日内閣會議ノ於テ東方協會附屬學校
專任教員ヲ充テトシテ二〇八千三百四十兩ノ國庫
補助ニノ内題ノ議決シテ之ヲ保衛、提出スルニトシテ

○北冰洋探検報告(四〇全上)

皇帝、北冰洋、新島ノ者見シシニ北冰洋探検隊
タイセイノ艦長ウヰリツキー中佐以下、功業、嘉賞
シタリ

○新島者見(セロロヤ)

昨午北冰洋探検隊カ北
外洋ノ者見シシニ新島ノ内、海軍大臣ノ上奏
在露國日本大使館

修、一月十九日皇帝、在リニスキニ岬以北ノ地、
古来ニ世地、ト命名シテ岬以北ノ地、
ヤイ、皇太子ノ島、ト命名シ、又、
島ノ、ウヰリツキー提督ノ島、ト命名セシタリ

古来ニ世地、ト命名シテ岬以北ノ地、
ヤイ、皇太子ノ島、ト命名シ、又、
島ノ、ウヰリツキー提督ノ島、ト命名セシタリ